

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間当時は、両親と同居していた時期で、国民年金保険料は、私の母親に3か月ごとに現金を渡して、納付してもらっていた。母親からは、間違いなく納付していたと聞かされており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ6か月及び3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、昭和41年4月から49年3月までの国民年金保険料を、申立期間中の50年12月20日に特例納付及び過年度納付していることが領収済報告書で確認でき、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②については、当該期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付書により銀行か郵便局で納付しており、その際、「国庫金になります。」と言われた記憶がある。申立期間の 3 か月だけ国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入した昭和 46 年度以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間直前の期間の国民年金保険料は、納付済みとなっている上、申立期間及びその前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料については、3 か月分の保険料をまとめて支払った記憶があり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 51 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっており、その夫も申立期間は納付済みである上、申立期間及びその前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認できることから、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人に対して、昭和 62 年 12 月 11 日に納付書が発行されていることが確認できることを踏まえると、申立人は、当該納付書により申立期間の保険料をまとめて納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。